

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡父（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日付けで労働基準局長からじん肺管理区分「管理4、PR4C」の決定を受け療養を開始し、その後、傷病補償年金に移行し療養を継続していたが、平成〇年〇月〇日、「脳梗塞」により死亡した。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡とじん肺との間に相当因果関係が認められず、業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会的事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、被災者は長年にわたりじん肺を患っており、脳梗塞を併発したからといって不支給になるのは不当であると述べ、被災者の死亡とじん肺との間に相当因果関係がある旨主張している。

(2) この点、医証をみると、A医師は、意見書において、被災者の胸部X線写真(平成○年○月○日、平成○年○月○日、死亡前日の平成○年○月○日)において画像上の著明な変化はなく、じん肺は安定した状態にあったこと、また、脳梗塞が発症した平成○年○月○日以降脳梗塞特有の症状が認められること、さらに、じん肺が全身状態の悪化に関わったことを積極的に示唆する時間的経過をたどっていないことなどから、じん肺が死因に関与したことは必ずしも否定できないものの、仮に被災者にじん肺が基礎疾患として存在しなくても、脳梗塞が進展し死亡に至っていたことが十分に考えられるとし、被災者の死亡とじん肺との間に医学的相当因果関係は認められないと述べている。

(3) そこで当審査会において、被災者のじん肺の状況、死亡に至るまでの症状の経過及び被災者の胸部X線写真等を総合的に検討したところ、上記A医師の意見が妥当であり、被災者の死亡とじん肺との間に相当因果関係があったとまでは認め難いものと判断する。

3 以上のとおりであるから、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。